

遺伝子組換え表示に係る実態調査

1. 遺伝子組換え食品の表示義務の拡大については、消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）において、「国際的な対応状況等を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。」としています。

このため、本年 9 月より最新の諸外国を含めた制度の運用や流通実態等の調査を開始しました。

2. 実施内容（実施機関：㈱三菱総合研究所）

- (1) 海外の遺伝子組換え食品に係る表示制度の運用調査

EU圏の各国は、食品全般にトレーサビリティシステムを導入するとともに、遺伝子組換え農産物に由来する食品にも表示を義務付けているなど、我が国とは異なった制度を運用していることから、各国の食品表示に係る法制度の文献調査、表示制度の実務面での運用等の実地調査を行います。

- (2) 非遺伝子組換え農産物の「意図せざる混入」実態調査

我が国では、分別生産流通管理が適切に行われている場合には 5%以下の意図せざる混入を認め、「遺伝子組換えでない」と表示してもよいこととしています。本制度の運用状況について、米国及びカナダにおける各集積所における聞き取り調査及び分析用サンプルの収集を行って、混入実態を調査します。

また、日本国内における港湾サイロにおいても同様の調査を行います。

- (3) 遺伝子組換えパパイヤ表示義務化に向けた分別生産流通管理マニュアル作成

遺伝子組換えパパイヤ等の表示義務化にあたって、ハワイ現地における分別生産流通管理の実態、国内の業者等へのヒアリング等を踏まえ、分別生産流通管理のためのマニュアルを作成します。

なお、(1)～(3)の調査を的確に行うための検討委員会を実施機関に設置し、調査計画、進捗、結果等をチェックします。

3. 実施期間及び調査結果の公表

平成 23 年 3 月までに、調査結果を取りまとめ、すみやかに報告書を公表する予定としています。

遺伝子組換え食品の表示義務

遺伝子組換え食品の表示については、食品衛生法及びJAS法により、「遺伝子組換え」又は「遺伝子組換え不分別」との表示の義務付けや、「遺伝子組換えでない」との任意表示を規定。

諸外国においては、米国では、遺伝子組換えによって食品の組成等が変化する場合を除き、表示義務を課していない、EUでは、食品全般にトレーサビリティ制度を導入するとともに、遺伝子組換え農産物に由来する食品にも表示を義務付けているなど、様々な対応が見られる。国際的な統一規格の議論においても、各国の意見が鋭く対立している状況。

消費者庁では、遺伝子組換え表示に係る海外における表示制度の運用実態、流通過程における「意図せざる混入」の実態等の調査を実施しているところ。

我が国の表示制度

義務表示対象農産物と加工食品

農産物 (7作物)	加工食品 (32食品群)
大豆 	1.豆腐・油揚げ類 2.凍豆腐、おから及び湯羹 3.納豆 4.豆乳類 5.みそ 6.大豆煮豆 7.大豆缶詰及び大豆瓶詰 8.きな粉 9.大豆いり豆 10.1.~9.を主な原材料とするもの 11.大豆(調理用)を主な原材料とするもの 12.大豆粉を主な原材料とするもの 13.大豆たん白を主な原材料とするもの 14.枝豆を主な原材料とするもの 15.大豆もやしを主な原材料とするもの
とうもろこし 	16.コーンスナック菓子 17.コーンスターチ 18.ポップコーン 19.冷凍とうもろこし 20.とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 21.コーンフラワーを主な原材料とするもの 22.コーングリッツを主な原材料とするもの(コーンフレークを除く) 23.とうもろこし(調理用)を主な原材料とするもの 24.16.~20.を主な原材料とするもの
ばれいしよ 	25.冷凍ばれいしよ 26.乾燥ばれいしよ 27.ばれいしよでん粉 28.ポテトスナック菓子 29.25.~28.を主な原材料とするもの 30.ばれいしよ(調理用)を主な原材料とするもの
アルファルファ	31.アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	32.てん菜(調理用)を主な原材料とするもの
なたね	主な原材料:全原材料中、重量が上位3品目以内かつ5%以上
綿実	

遺伝子組換え食品の表示方法

遺伝子組換え農産物を区別して使っている場合() **義務** → 「大豆(遺伝子組換え)」など

遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を区別しない(不分別)で使っている場合 **義務** → 「大豆(遺伝子組換え不分別)」など

遺伝子組換えでない農産物を区別して使っている場合() **任意** → 「大豆(遺伝子組換えでない)」「大豆(遺伝子組換えでないものを分別)」など

加工後に組み換えられたDNA等が検出できない加工食品(大豆油、コーン油、しょう油、異性化液糖等) **任意** → 「大豆(遺伝子組換えでない)」()など

従来のもとの組成、栄養価等が著しく異なるものを原料とした加工食品 **義務** → 「大豆(高オレイン酸遺伝子組換え)」「とうもろこし(高リシン遺伝子組換え)」など

() 分別生産流通管理が必要

分別生産流通管理(IPハンドリング)

生産、流通、加工の各段階で遺伝子組換えでない農産物を、遺伝子組換え農作物との混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等で証明されていること。

分別生産流通管理が適切に行われている場合には、5%以下の意図せざる混入を認めている。



EUの食品・飼料規則(No.1829/2003)及び遺伝子組換え表示・トレーサビリティ規則(No.1830/2003)

【トレーサビリティ】

- ・販売者が購入者にGMOの種別等を書面で伝えることが求められる。
- ・事業者は、GMOの種別を含め、GMO関連製品の取扱いに関する記録を5年間保持することが求められている。

【表示】

- ・GMOを含む製品及びGMOを用いて製造された製品には、GMO表示が必要。
- ・GMOの割合が0.9%以下で、混入が意図せざるものかつ技術的に避けられない食品については、GMO表示は不要。

米国における遺伝子組換え作物作付割合の推移

